

船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会の設置について

(令和5年9月8日 保健所 健康危機対策課)

背景

改正感染症法において、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取り組みを踏まえ、都道府県は予防計画の記載事項を充実させること、保健所設置市等は都道府県の計画を踏まえ、新たに予防計画を策定することが義務付けられた。

市予防計画策定にあたり、新たな感染症を含む国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生に備え、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえた医療提供体制を協議する必要がある。

目的

予防計画策定にあわせて、感染症対応の医療関係者を中心とした専門部会を設置し、新たな感染症を含む国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症発生時の体制の在り方について、幅広く集中的に討議をするとともに、平時からの連携体制の強化を図る。

構成員

○次の下記団体等の中から、市長が指名する

- ・診療に関する学識経験者の団体（3団体）
船橋市医師会、船橋歯科医師会、船橋薬剤師会
- ・感染症指定医療機関（1機関）
地域医療機能推進機構船橋中央病院
- ・その他の医療機関（9機関）
船橋市立医療センター、千葉徳洲会病院、船橋二和病院、船橋総合病院
セコメディック病院、板倉病院、大島記念嬉泉病院、山口病院、総武病院
- ・消防機関（1機関）
船橋市消防局

運営要綱

資料3-2のとおり

1. 医療提供体制

① 初動対応

新型コロナウイルス感染症の発生当初・流行初期（県内発生時～市内発生時
令和2年2月～4月頃）の対応についての、課題と対策

② 夜間休日体制

新型コロナウイルス感染症対応時（全期間）での、夜間休日における入院等の
受け入れ体制についての、課題と対策

③ 妊婦・透析患者・精神疾患の患者・乳幼児・小児患者・重症患者等への対応

新型コロナウイルス感染症（全期間）の感染者で、対応が特に困難であったと
思われる方への対応についての、課題と対策

④ 緊急時・病床ひっ迫・救急ひっ迫等

緊急時・病床ひっ迫時・救急ひっ迫時等における、課題と対策

2. 保健所・医療機関との連携体制

① 本市保健所本部との連携体制

新型コロナウイルス感染症（全期間）での、保健所（相談センター）と医療機関
で行っていた検査調整、受診・入院調整等の連携についての、課題と対策

② 平時における連携体制や研修訓練

平時における連携体制や研修訓練等の在り方について

3. コロナワクチンの接種体制

新型コロナワクチン接種の、円滑な接種体制について

4. 市民（患者）への対応及び周知・啓発（報道対応含む）

新型コロナウイルス感染症（全期間）での、医療機関を受診する市民（患者）
への周知・啓発について